

商 品 名	定期貯金												
ご 利 用 いただける方	●個人及び法人その他団体（非居住者の方等、ゆうちょ銀行所定の方を除きます。）												
預 入 期 間	●預入日から起算して1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ※総合口座（通常貯蓄貯金でご利用の場合を除きます。）で管理する定期貯金（担保定期貯金）は1か月を除きます。												
預 入 金 額	●1,000円以上、1,000円単位 ※継続預入時はこれに限りません。												
預 入 方 法	●ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口で預入ができるほか、ゆうちょ銀行のATMでも預入ができます。 また、ゆうちょダイレクト（ダイレクトサービス）をご利用の方は、パソコン等を利用して預入ができます（担保定期貯金に限ります。）。 ※ゆうちょダイレクトでは、通常貯金の払戻金を預入金に充てる方法での預入に限ります。 ※本人特定事項等の確認がお済みでない総合口座でのゆうちょダイレクトによる預入はお取り扱いいたしません。 ●無通帳型総合口座における担保定期貯金の預入はゆうちょダイレクト（ダイレクトサービス）により手続きしてください。 なお、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口での預入はお取り扱いいたしません（指定日預入の取扱いを除きます。）。												
払 戻 方 法	●預入期間の経過後、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口で払戻しができます。 ※担保定期貯金は、預入期間が経過した場合には、自動的に払い戻し、払戻金の全部を通常貯金に振り替えて預入します。 ※正当権利者であることを確認できる証明資料のご提示をお願いする場合があります。 ●無通帳型総合口座における担保定期貯金の払戻しはゆうちょダイレクト（ダイレクトサービス）により手続きしてください。払戻金の全部を通常貯金に振り替えて預入します。 なお、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口での払戻しはお取り扱いいたしません。												
利 率	●預入時の利率を約定利率として預入期間中適用します。 ※ゆうちょ銀行の本支店及び出張所並びに郵便局の貯金窓口に表示する利率を適用します。 ※預入期間内に払い戻す場合には、預入期間内払戻利率を適用します。 ※預入期間が経過した後は、通常貯金の利率を目安とした利率を適用します。												
利 子 計 算	●1年を365日とする日割計算で、預入期間3年未満は単利、預入期間3年以上は半年複利の方法で計算します。 ●預入期間2年のもの限り、預入日から1年が経過した後に1年分の利子を預入期間1年の定期貯金又は通常貯金へ振り替えて預入します。 ●預入期間が経過した後は、毎年3月31日を区切り、4月1日に利子を元金に加えます。												
利 子 課 税	●個人のお客さまは20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ※障がい者の方等は、利子を非課税とすることができます。 ●法人のお客さまは総合課税（非課税法人の場合は非課税）												
預 入 期 間 内 払 戻 利 率	●次の利率を目安とした利率とします。ただし、預入日時点の通常貯金の利率を下回らないものとします。 <table border="1" data-bbox="379 1776 1414 2002"> <tr> <td>6か月未満</td> <td>預入日時点の通常貯金の利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>預入日時点の預入期間6か月の定期貯金の約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td> <td>預入日時点の預入期間1年の定期貯金の約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上3年未満</td> <td>預入日時点の預入期間2年の定期貯金の約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>3年以上4年未満</td> <td>預入日時点の預入期間3年の定期貯金の約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>4年以上5年未満</td> <td>預入日時点の預入期間4年の定期貯金の約定利率×60%</td> </tr> </table> ※小数点第3位以下は切り捨てます。ただし、切り捨てた結果0%となる場合には、小数点第4位以下を切り捨てます。	6か月未満	預入日時点の通常貯金の利率	6か月以上1年未満	預入日時点の預入期間6か月の定期貯金の約定利率×60%	1年以上2年未満	預入日時点の預入期間1年の定期貯金の約定利率×60%	2年以上3年未満	預入日時点の預入期間2年の定期貯金の約定利率×60%	3年以上4年未満	預入日時点の預入期間3年の定期貯金の約定利率×60%	4年以上5年未満	預入日時点の預入期間4年の定期貯金の約定利率×60%
6か月未満	預入日時点の通常貯金の利率												
6か月以上1年未満	預入日時点の預入期間6か月の定期貯金の約定利率×60%												
1年以上2年未満	預入日時点の預入期間1年の定期貯金の約定利率×60%												
2年以上3年未満	預入日時点の預入期間2年の定期貯金の約定利率×60%												
3年以上4年未満	預入日時点の預入期間3年の定期貯金の約定利率×60%												
4年以上5年未満	預入日時点の預入期間4年の定期貯金の約定利率×60%												

付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ●ご指定の日に、通常貯金の払戻金を振り替えて預入する取扱い（指定日預入の取扱い）がご利用いただけます。 ※指定日預入の取扱いは、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口でのお取扱いに限ります。 ※指定可能な日は、申込日の翌日から申込日の6か月後の応当日までの間の日です。ただし、月により6か月後の応当日がない場合には、当該月の最終日までに限ります。また、1月1日、同月2日及び同月3日並びに5月3日、同月4日及び同月5日は指定できません。 ●預入期間が経過した場合に、 <ul style="list-style-type: none"> ①払戻金の全部を同じ預入期間の定期貯金に自動的に預入する取扱い（継続預入の取扱い） ②預入金額に相当する額を同じ預入期間の定期貯金に、利子を通常貯金に自動的に預入する取扱い（再預入の取扱い） ③払戻金の全部を通常貯金に自動的に振り替えて預入する取扱い（満期振替預入の取扱い） <p>がご利用いただけます。 ※担保定期貯金は、特にお申出がなければ満期振替預入の取扱いとなります。</p>														
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●担保定期貯金（貯金担保自動貸付けの取扱いが停止されているものを除きます。）として預入している場合において、通常貯金の残高を超える払戻しの請求があったときは、自動的に「貯金担保自動貸付け」の取扱いが受けられます。 ●継続預入の取扱いをする回数及び再預入の取扱いをする回数は、預入期間に応じて次の回数を限度とします。 1か月（119回）、3か月（39回）、6か月（19回）、1年（9回）、2年（4回）、3年（3回）、4年（2回）、5年（1回） ●ゆうちょダイレクトにより預入された担保定期貯金及び無通帳型総合口座で管理する担保定期貯金は、貯金担保自動貸付けの取扱いの廃止ができません。 ●残高証明書が発行の際は、1通の証明書の発行につき510円の手数料が必要となります。 ※手数料には消費税（地方消費税を含みます。）が含まれています。 ●非課税をご利用いただける方については、非課税をご利用いただける方であることを確認できる公的書類のご提示をお願いする場合があります。 ●ゆうちょ銀行の貯金のご利用は、法令の定めによりお一人さま1,300万円（平成19年9月30日までに預入された定期性の郵便貯金（お一人さま1,000万円まで）を含みます。）までとなっています。 なお、財産形成定額貯金等は、これとは別枠でご利用いただけます。 ●この貯金は預金保険の対象であり、ゆうちょ銀行の貯金は、預金保険制度により元本1,000万円までとその利子が保護されます。 ●この貯金には、定期貯金規定その他関係規定が適用されます。 ●詳しくは、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口におたずねください。また、ゆうちょコールセンターでも、商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談を承っております。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">ゆうちょコールセンター</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">電 話</td> <td>0120-108420（通話料無料） ※携帯電話・PHS等からも通話料無料でご利用いただけます。 ※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。</td> </tr> <tr> <td>受付時間</td> <td>平日 8:30～21:00 土・日・休日 9:00～17:00（12/31～1/3は、9:00～17:00）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●ゆうちょ銀行が契約している指定紛争解決機関は次のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">電 話</td> <td>0570-017109 又は 03-5252-3772</td> </tr> <tr> <td>受付時間</td> <td>9:00～17:00（土・日・休日・12/31～1/3を除きます。）</td> </tr> <tr> <td>U R L</td> <td>http://www.zenginryo.or.jp/adr/</td> </tr> </table>	ゆうちょコールセンター		電 話	0120-108420（通話料無料） ※携帯電話・PHS等からも通話料無料でご利用いただけます。 ※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。	受付時間	平日 8:30～21:00 土・日・休日 9:00～17:00（12/31～1/3は、9:00～17:00）	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室		電 話	0570-017109 又は 03-5252-3772	受付時間	9:00～17:00（土・日・休日・12/31～1/3を除きます。）	U R L	http://www.zenginryo.or.jp/adr/
ゆうちょコールセンター															
電 話	0120-108420（通話料無料） ※携帯電話・PHS等からも通話料無料でご利用いただけます。 ※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。														
受付時間	平日 8:30～21:00 土・日・休日 9:00～17:00（12/31～1/3は、9:00～17:00）														
一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室															
電 話	0570-017109 又は 03-5252-3772														
受付時間	9:00～17:00（土・日・休日・12/31～1/3を除きます。）														
U R L	http://www.zenginryo.or.jp/adr/														